

社団法人日本脳神経外科学会  
事務組織細則

平成 15 年 10 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この細則は、社団法人日本脳神経外科学会（以下、「この法人」という。）の定款第 26 条の規定する事務職員体系及びその職務を定め、適正な事務処理の実施を図ることを目的とする。

(事務組織)

第 2 条 事務局に、総務、会計、事業及び広報を担当する部署を置く。

(職制)

第 3 条 事務局に事務局長、及び事務員を置くことができる。

(事務局長)

第 4 条 事務局長は、事務局の事務を総括する。

- 2 事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、理事長が任命した事務局長代理がその職務を代行する。
- 3 事務員の担当職務は、事務局長が指定する。

(職務権限)

第 5 条 事務員は、事務局長の命を受けて、事務をつかさどる。

(事務処理)

第 6 条 事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。

(事務の決済)

第 7 条 事務は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長の決裁をうけ施行する。ただし、重要な事項は、理事長または理事会の決裁を経なければならない。

(代理決済)

第 8 条 理事長又は事務局長が、出張その他事故により不在の場合で、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者のあらかじめ指定する者が決裁することができる。

- 2 代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(細則の変更)

第 9 条 この細則は、理事会の議を経、総会の承認を受けなければ、変更することができない。

(雑則)

第 10 条 この細則に定めるほか、この法人の事務処理に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この細則は、この法人設立時の総会の承認により文部科学大臣の設立許可のあった日から施行する。